

現地法人の人事総務業務管理ツールを制作

日外協では、海外現地法人の人事総務(経営管理を含む)業務を支援するため、管理ツール【タイ王国編】を制作した。



日外協 国際人事センター長 城本 昌二

現地法人の設立および運営を支援

現地法人(以下、現法)の設立および運営においては、法務・人事・制度整備など多岐にわたる業務を限られた人員と時間の中で進める必要がある。しかし、現地駐在員が必ずしも人事・総務・経営管理業務経験者であるとは限らず、専門的業務を外部に依存せざるを得ない場合も多い。また、駐在員が現地の法規や慣習を十分に理解しないまま運営を現地スタッフに任せきりにすると、将来的にコンプライアンスや経営管理上のリスクが生じるおそれもある。

そこで、日外協・国際人事センターでは、現法において、各社共通の固定的作業の標準化、外部専門家への依存や理解不足に起因するコンプライアンスおよび運営管理上のリスク低減を目的とした、「海外現地法人の人事総務(経営管理含む)業務管理ツール」を制作。本社・現法双方で効率的かつ確実に業務を進めるための情報、ひな形、チェックリストを体系的にまとめたサンプルとして、【タイ王国編】を希望される国際人事グループ研究会参加メンバー各社を対象に配布を開始した。

本ツールは、現法の立ち上げ時や初期段階において求められる諸規定・制度および業務管理体制の整備にあたり、「知っておくべきこと」「実施すべきこと」を事前に把握するための参考情報になる。現法で活用され、本社の国際人事担当部門においても、把握が困難な現地状況の理解や判断の一助になれば幸いである。

本ツールの活用方法

- 自社独自の「海外標準」を作成し、さらに各国の法令や独自性を反映した「国別標準」を作成する。
- **新規進出国**：現法トップと赴任前に課題を共有。着任後、現地幹部による修正案をもとに重要項目のみを現地コンサルに相談する。
- **既進出国**：既存の規定と「国別標準」との整合性を確認し、必要に応じて修正を行う。

想定される効果

- 管理経験の有無によらず**業務を標準化**。赴任前にトップと本社間とで**業務内容の共有**を可能とし、トップは人事以外の業務に注力できる。
- 本社監査時の「**共通言語**」として機能し、監査項目の整理・絞り込みに寄与。
- 相談範囲を絞ることにより、**コンサル費用の削減につながる**。
- 各社が共通して取り組む**汎用的・固定的作業の軽減**。
- 就業規則改正への条件厳格化(過半従業員の同意など)の前に、グループ会社としての**標準化を実現**。

利用には現地の専門家に相談や確認を

制作にあたっては、日外協『海外派遣者ハンドブック〈タイ王国編〉』や公知情報、現地経験者等にヒアリングを行い、必要かつ主要な諸規定と実務上の留意点に焦点を当てている。

生成 AI を補助的に活用して、情報の収集ならびに編集作業を行った。そのため法律全文、判例解釈、事案の全てをカバーしているわけではない。日外協として、内容の網羅性・完全性を保証するものではなく、あくまでも現法の設立および運営面での参考情報として活用いただきたい。

具体的な運用には、現地の弁護士や人事コンサルタントなどの専門家に相談や確認を求める必要があることを留意願いたい。

本ツールの入手方法

本ツールの配布は日外協の会員限定であり、入手希望者は、国際人事センターによる使い方についての事前説明(オンライン形式)の受講が必要。利用時の留意点に関する理解が確認できた時点で、メール添付にて提供される。

問い合わせ先：国際人事センター 城本
(shinomoto-s@joea.or.jp)

本ツールの詳細

(1) 本ツールの正式名称

『海外現地法人の人事総務(経営管理含む)業務管理ツール(タイ王国編)*』

*タイ王国での現法運営の経験に基づき制作したサンプルのツールであり、あくまでも参考情報としてのご活用をお願いします。

(2) 本ツールの形式

Excel ファイル形式(日本語版/英語版)

(3) 本ツールの構成

【パート1】 社内規定編

- ① 現地諸法律の重要ポイントと、立ち上げ時に設定が必要な社内規定の概要紹介(図表1)
- ② 社内規定類のひな形を提供(図表2)

【パート2】 業務管理編

- ③ 立ち上げ時に必要な業務と、管理体制の概要を紹介(図表3)
- ④ 主要業務の実施チェックリストを提供(図表4)

【資料編】 各国専門家の紹介リスト

(4) 本ツールの支援対象業務

【人事総務(経営管理)業務】

人事、福利厚生、安全衛生、総務、ガバナンス、施設・環境、情報管理

【駐在員と家族・出張者の管理業務】

労働許可、人事制度、生活環境、安全管理、健康管理

(5) 本ツールの著作権の帰属

本ツールの著作権は(一社)日本在外企業協会に帰属し、無断の複製、転用を禁じます。

→(図表1)

→(図表2)

→(図表3)

→(図表4)